

第15回こうのす花まつりフォトイベント応募要項

テーマ

『第15回こうのす花まつり』

第15回こうのす花まつりを題材とし、鴻巣市のことがもっと好きになれるような作品であれば自由です。

撮影場所

第15回こうのす花まつりイベント会場

- ①鴻巣オープンガーデン（オープンガーデン『花の環』会員宅）
- ②川里会場（花久の里）
- ③吹上会場（コスモスアリーナふきあげ周辺）
- ④馬室会場（ポピー・ハッピースクエア）

部門

- 1 Instagram 部門
- 2 デジカメ部門

応募資格

特に資格はありません。どなたでも応募できます。

応募点数

デジカメ部門の応募は、お一人3枚を上限とさせていただきます。Instagram 部門の応募については、応募点数の制限はありません。

応募期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月30日（金）※当日消印有効

審査

こうのす花まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）にて、厳正な審査の上、入賞者を決定いたします。なお、審査に対する異議申し立ては一切受けません。

商品

- 1 Instagram 部門
抽選 30名（ QUO カード 1,000円分 ）
- 2 デジカメ部門
鴻巣市長 賞 1作品（ QUO カード 10,000円分 ）
こうのす花まつり実行委員会長 賞 1作品（ QUO カード 10,000円分 ）
馬室ポピー栽培組合長 賞 1作品（ QUO カード 10,000円分 ）

その他

応募写真については、令和7年に撮影した写真に限ります。なお、『こうのす花まつりフォトイベント応募要項』と『デジカメ部門応募票』は、鴻巣市ホームページに掲載してあります。

部 門

1 Instagram 部門

作品規格	<ul style="list-style-type: none">・写真投稿アプリ「Instagram（インスタグラム）」を利用してください。・写真投稿に限定（ストーリーは不可）。・カラー、モノクロどちらでも可。・複数投稿の場合は、トップにある写真を対象とします。
応募方法	<p>① 『konosu_city_tourism_official（埼玉県鴻巣市）』のアカウントをフォローしてください。</p> <p>② 2つのハッシュタグを付けて応募してください。 『#第15回こうのす花まつりフォトイベント』 『#こうのす観光』</p> <p>③ どこで撮影したかわかるように、『撮影場所』をキャプションに入れてください。</p> <p>※非公開アカウントになっている方は、事務局にて閲覧できるように公開アカウントからの投稿をお願いします。また、鴻巣市アカウントをフォローしていない、アカウントを非公開にしている、指定のハッシュタグが付いていないものは無効となります。</p> <p>※上記ハッシュタグを付け投稿いただいた写真は、鴻巣市公式Instagramアカウントにて、リポスト（再投稿）させていただくことがあります。なお、リポストの有無は、当選確率に関係ありません。</p>

2 デジカメ部門

作品規格	<ul style="list-style-type: none">・J P E G形式・画像データサイズは300万画素以上の写真を応募してください。・カラー、モノクロどちらでも可。・単写真のみ。
応募方法	<p>・メール、郵送または持参で提出してください。所定の事項を記入した応募票も添付してください。</p> <p>【メールで応募】下記アドレスに送信してください。 鴻巣市商工観光課代表メール kanko@city.kounosu.saitama.jp ※受信サイズ上限が10MB程度です。大きい場合は郵送で応募してください。メールのタイトルは必ず「フォトイベント応募」としてください。</p> <p>【郵送または持参で応募】下記住所に郵送してください。 ※DVD-RまたはCD-Rにデータと応募票を入れて提出してください。DVD-R・CD-Rは返却しません。 〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所 商工観光課 「第15回こうのす花まつりフォトイベント」係</p>

結果発表

連絡は、入賞者の方のみ令和7年8月末を予定しています。

1 Instagram 部門

抽選により当選した方のみ Instagram のダイレクトメッセージにて通知いたします。送信後5日以内にご返信いただき、賞品受け取りのための手続きを完了した段階で、確定とさせていただきます。

2 デジカメ部門

電話またはメールにて連絡いたします。

応募規約

「第15回こうのす花まつりフォトイベント」に応募の方は、以下をよくお読みいただき、同意の上、応募票の確認欄にチェックを記入し、応募してください。

- 1：応募作品の著作権は、撮影者（応募された写真家）に帰属します。
- 2：入賞作品は、第15回こうのす花まつりフォトイベント（以下本フォトイベント）の審査結果発表に伴う展示のほか、パンフレットなどで優先的に使用する権利を、審査結果発表後から2年間を限度にこうのす花まつり実行委員会（以下本実行委員会）が保有します。
入賞作品は、本フォトイベントの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
- 3：入賞作品の撮影原版（フィルム）またはデジタルデータは、使用期間終了後本実行委員会が速やかに削除、廃棄します。
- 4：本実行委員会がインターネットweb上で使用する場合には、撮影者の氏名を表示します。
- 5：本実行委員会は応募作品を第三者に貸与することはありません。貸与する場合には、撮影者に事前に利用目的、使用条件（有償、無償）を説明した上で、承諾が得られたものについてのみ貸与いたします。
- 6：応募作品が他のコンテストでの入賞や印刷物、展覧会などで公表されていることが判明した場合は、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
- 7：応募作品は返却いたしませんのでご了承ください。応募作品の返却希望者は、返信用封筒に切手を貼って応募してください。
- 8：人物を主題にした作品の場合は了承を得てください。
- 9：応募作品が、合成または重加工された写真である場合は審査対象外となります。
- 10：他人の著作物を撮影し、それを素材にして加工や合成をした場合、著作権の侵害に当たる場合がありますので注意してください。
- 11：未成年者の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。
- 12：ご応募は、国外在住者でも可能ですが、賞品を日本国内で受け渡しができる方に限ります。なお、本フォトイベントの手続きに関して用いる言語は、日本語とします。
- 13：入賞の権利は譲渡できません。
- 14：審査員、審査方法についてのお問合せにはお答えできません。
- 15：応募された写真で肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、本実行委員会及び市は、一切責任を負いません。なお、第三者から権利侵害の申し出があった場合は、応募者に確認をとる場合があります。
- 16：写真の掲載に関して、第三者との間で紛争が生じた場合は、応募者は応募者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- 17：著作権に違反する写真、公序良俗に反する写真、他人のプライバシーを侵害する写真が投稿された場合は無効とさせていただきます。
- 18：インターネット通信料・接続料及び郵送料等の本フォトイベント応募に関わる費用は、応募者の負担となります。
- 19：Instagramを使用の際は、Instagramの規約を遵守してください。
- 20：個人情報については、本フォトイベントに関連する業務以外では使用しません。
- 21：本実行委員会のやむを得ない都合により、応募期間や賞品内容の変更、また本フォトイベントの中止・中断をする場合があります。そのときは、鴻巣市ホームページにてお知らせします。
- 22：本フォトイベントに参加したこと、または入賞したこと起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについて、本実行委員会及び市は、一切責任を負いません。

禁止事項

- 1：応募規約に違反する行為。
- 2：本フォトイベントの運営を妨害する行為。
- 3：他人の名誉、社会的信用を毀損する行為。
- 4：他人のプライバシー、肖像権を侵害する行為。
- 5：他人の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- 6：他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為。
- 7：他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為。
- 8：営利を目的とした情報提供、広告宣伝または勧誘行為。
- 9：他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を応募する行為。
- 10：本フォトイベントのサーバーに過度の負担を及ぼす行為。
- 11：法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- 12：わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを応募する行為。
- 13：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）による応募。
- 14：公序良俗、一般常識に反する行為。
- 15：その他上記に準ずる行為。

問い合わせ先

こうのす花まつり実行委員会事務局（鴻巣市環境経済部商工観光課）
電話 048-541-1321（内線3100）